

経営会議の内容

件 名	やまと自転車憲章（案）について
所 管 部	都市施設部
日時・場所	平成24年 7月24日（火） 13:00 ～ 13:40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、道路安全対策課長
提 出 理 由	やまと自転車憲章を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 憲章の内容はマナーのみではなく、自転車による街づくりにも触れられており、充実していると感じた。 ・ 憲章の内容は、市全体の施策に関連すると思われるが、今後どのように展開を図っていくのか。 （所管部）都市施設部のみで憲章の理念を推進していくことは難しい。健康や商業活性などとも関連があることから、関係部と協力して自転車によるまちづくりを積極的に進めていきたい。 ・ 大和市の自転車事故は県内他市と比較してどのような状況になっているか。また、自転車事故が多いのであれば、憲章は安全利用の内容を中心にしたほうがよいのではないか。 （所管部）県内各市町村の自転車事故の割合と比較すると、大和市は最上位には位置しないが、平均よりも高いことは確かである。しかし、憲章の内容は、自転車利用の促進によって、健康や環境負荷の低減に寄与することを中心と考えていることから、案のとおりとしたい。 ・ 憲章の理念を周知するには、本文の内容を市民生活の実態に即して説明していくと効果的であると考えるが、担当課ではどのような周知を検討しているのか。 （所管部）自転車憲章の解説と、自転車安全利用五則を掲載したパンフレットを配布するなどして周知を図っていきたい。 ・ P Rについては、義務教育施設での周知などを充実させるべきである。10月に憲章を制定する予定となっているが、憲章の制定の際にはP Rのため、イベントを開催すべきと考える。周知期間やイベント開催のための準備期間も短いと感じることから、制定の時期については慎重に考えた方がよい。 （所管部）学校での交通安全教室などを通じて、自転車憲章の周知を図っていく。憲章の制定日及びイベントの開催時期については、理事者と調整しながら判断する。
会議結果	案のとおり、進めていく。ただし、憲章の制定日については、理事者間で調整し進めていく。